

兵庫県公報

平成31年 2月19日 火曜日 第 3081 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（阪神南県民センター）	8
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	18
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	20
○ 同 上（同）	21

告 示

兵庫県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

赤穂土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
明 石 元 秀

住 所
赤穂市加里屋3205番地 3



兵庫県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市淡河土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

武 野 俊 雄

辻 井 正

櫻 井 俊 夫

隅 山 茂

中 西 豊 治

宮 本 和 夫

北 中 優

宮 脇 善 照

奥 下 均

大 矢 和 弘

上 田 誠 良

中 野 一 清

岡 田 正 明

藤 井 親 男

森 井 正 昭

石 野 二 郎

常 深 誠

上 山 昌 明

藤 井 仁

藤 原 良 弘

坂 本 孝 治

藤 田 達 章

清 原 昇 三

藤 井 慶 純

杉 浦 芳 正

杉 浦 正 和

杉 浦 元 治

谷 口 忠 司

岸 本 忠 彦

今 井 三代治

住 所

神戸市北区淡河町淡河727番地

同 市同区淡河町北畑231番地の2

同 市同区淡河町中山494番地

同 市同区淡河町中山592番地

同 市同区淡河町野瀬813番地

同 市同区淡河町野瀬1266番地

同 市同区淡河町野瀬1848番地

同 市同区八多町西畑792番地

同 市同区淡河町神田1287番地

同 市同区淡河町神影909番地

同 市同区淡河町東畑355番地

同 市同区淡河町行原64番地

同 市同区淡河町北畑340番地の3

同 市同区淡河町木津227番地

同 市同区淡河町萩原1116番地

同 市同区淡河町萩原475番地

同 市同区淡河町萩原74番地の1

同 市同区淡河町淡河720番地

同 市同区淡河町淡河750番地の3

同 市同区淡河町淡河1501番地

同 市同区淡河町淡河96番地の1

同 市同区淡河町勝雄1254番地

同 市同区淡河町南僧尾703番地

同 市同区淡河町南僧尾663番地

同 市同区淡河町北僧尾1037番地

同 市同区淡河町北僧尾1659番地

同 市同区淡河町北僧尾660番地

同 市同区淡河町行原252番地

同 市同区淡河町淡河790番地

同 市同区淡河町神田643番地

住 所

神戸市北区淡河町淡河727番地

同 市同区淡河町北畑231番地の2

同 市同区淡河町中山439番地の2

同 市同区淡河町中山561番地

同 市同区淡河町野瀬347番地

同 市同区淡河町野瀬1266番地

同 市同区淡河町野瀬2016番地

同 市同区八多町西畑792番地

同 市同区淡河町神田1287番地

同 市同区淡河町神影915番地

同 市同区淡河町東畑618番地

同 市同区淡河町行原64番地

同 市同区淡河町北畑340番地の3

同 市同区淡河町木津313番地の1

同 市同区淡河町萩原1116番地

同 市同区淡河町萩原475番地

同	常 深 誠	同	市同区淡河町萩原74番地の1
同	上 山 昌 明	同	市同区淡河町淡河720番地
同	岸 本 亮 式	同	市同区淡河町淡河685番地
同	藤 森 茂 樹	同	市同区淡河町淡河1281番地
同	坂 本 孝 治	同	市同区淡河町淡河96番地の1
同	藤 田 達 章	同	市同区淡河町勝雄1254番地
同	藤 井 慶 純	同	市同区淡河町南僧尾663番地
同	轟 間 福 治	同	市同区淡河町南僧尾717番地
同	杉 浦 芳 正	同	市同区淡河町北僧尾1037番地
同	藤 原 昭 夫	同	市同区淡河町北僧尾1114番地の1
同	杉 浦 元 治	同	市同区淡河町北僧尾660番地
監 事	藤 原 一 幸	同	市同区淡河町北僧尾346番地
同	廣 信 雄	同	市同区淡河町淡河171番地の2
同	中 元 佐 利	同	市同区八多町西畑727番地



兵庫県告示第125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下鶴井土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 茂 富	豊岡市下鶴井1833番地
同	山 本 文 夫	同 市下鶴井1769番地
同	田 中 秀 幸	同 市下鶴井1834番地
同	池 防 芳 一	同 市下鶴井1853番地
同	岸 本 重 好	同 市下鶴井1920番地
同	杉 立 秀 重	同 市下鶴井1922番地
同	杉 立 伸 一	同 市下鶴井2108番地
同	谷 口 誠 一	同 市下鶴井1954番地
同	荒 田 隆 彦	同 市下鶴井1673番地
同	田 中 慎 一	同 市赤石324番地
同	村 田 正 樹	同 市野上1120番地
監 事	村 雄 邦 雄	同 市下鶴井1849番地
同	井 川 栄 治	同 市下鶴井1676番地の3

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 茂 富	豊岡市下鶴井1833番地
同	加 藤 芳 人	同 市下鶴井1790番地
同	大 岸 秀 嘉	同 市下鶴井1962番地
同	岸 本 重 好	同 市下鶴井1920番地
同	嶋 田 恒 夫	同 市下鶴井1910番地の1
同	谷 口 誠 一	同 市下鶴井1954番地
同	村 雄 邦 雄	同 市下鶴井1849番地
同	池 防 芳 一	同 市下鶴井1853番地
同	杉 立 伸 一	同 市下鶴井2108番地
同	黒 田 真 志	同 市下鶴井1689番地の1
同	西 垣 満 子	同 市野上1145番地
同	宮 本 和 幸	同 市赤石478番地

監 事	井 川 栄 治	同 市下鶴井1676番地の3
同	古 谷 明 仁	同 市下鶴井1714番地



兵庫県告示第126号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市郡家字塚ノ瀬1207の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第127号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
平成31年 2月4日から同月28日まで
- 3 作業地域
神戸市西区井吹台北町及び櫛谷町地内



兵庫県告示第128号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成31年 2月1日から同年 3月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市杭瀬南新町二丁目地内



兵庫県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年 2月19日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成31年2月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西三田線	三田市志手原字茶屋ノ木1295番1から 同 市志手原字前後740番1まで 三田市志手原字茶屋ノ木1295番1から 同 市志手原字茶屋ノ木1092番1まで	旧	6.0から 11.0まで	116.0	
		新	13.0から 17.0まで	92.0	



兵庫県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年2月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年2月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三田後川上線	三田市小柿字宮ノ前844番から 同 市小柿字堂山2120番1まで	旧	4.0から 32.0まで	268.0	
		新	7.0から 34.0まで	264.0	



兵庫県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年2月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年2月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多田停車場多田院線	川西市多田桜木2丁目790番3から 同 市新田1丁目272番7まで	旧	5.0から 8.0まで	63.0	
		新	5.0から 24.0まで	75.0	



兵庫県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成31年2月19日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 田寺今在家線	姫路市井ノ口字寺ノ前23番2から 同 市井ノ口字寺ノ前47番2まで	旧	8.0から 23.0まで	160.0	
		新	20.0から 25.0まで	160.0	一部 予定地



兵庫県告示第133号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
太 尾	姫 路 市		豊 富 町 豊 富	城 山	3935番1の一部
				奥 垣 内	3937番1の一部、3937番2の一部、3937番3、3937番4の一部、3937番7、3938番の一部
				城山奥垣内	3940番の一部、3940番地先の道路敷の一部
			東 垣 内	290番1の一部、290番2の一部、292番1の一部、293番の一部、294番1の一部、294番2の一部、314番の一部、315番1の一部、389番の一部、293番から314番に至る地先の道路敷の一部、315番1から389番に至る地先の道路敷の一部	



兵庫県告示第134号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
奥 矢 根	豊 岡 市		但 東 町 奥 矢 根	森	402番の一部、403番の一部、404番1の一部、 406番の一部、407番の一部、408番2の一部、 409番の一部、410番の一部、412番から414 番までの各一部、404番1から412番に至る 地先の道路敷の一部
				古 寺	415番1の一部、415番2の一部、416番1の 一部、417番1の一部、415番1から417番1 に至る地先の道路敷の一部
				八 ツ 坂	43番1の一部、43番2の一部、43番4の一 部、44番1の一部、44番2の一部



兵庫県告示第135号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上 藪 崎 (2)	養 父 市		藪 崎	家 ノ 脇	381番から383番までの各一部、384番、385 番1の一部、436番の一部、437番、438番、 439番1の一部、439番2、449番の一部、466 番2の一部、467番の一部、468番、469番1 の一部、473番の一部、476番の一部、478 番1、478番2、479番1の一部、479番2の 一部、383番から385番1に至る地先の道路 敷の一部、437番地先の道路敷、436番から 439番1に至る地先の水路敷の一部
				家 ノ 上 又 六 山	6番の一部、7番の一部 1番1から1番5までの各一部、4番の一 部



兵庫県告示第136号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番

温 泉 (2)	美 方 郡	新温泉町	湯	新 田	1113番1の一部、1114番の一部、1115番の一部、1116番、1117番1、1117番2、1118番、1119番1の一部、1140番1の一部、1140番1地先の道路敷の一部、1115番から1116番に至る地先の水路敷の一部及びその地先の道路敷の一部
				京 口	1141番2の一部、1141番3の一部、1146番2の一部、1146番3の一部、1157番の一部、1159番から1161番までの各一部、1168番の一部、1146番2から1157番に至る地先の無番地及びその地先の道路敷、1146番2地先の道路敷の一部、1159番地先の道路敷の一部
				水 頭	1328番7の一部



兵庫県告示第137号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年 2月19日

河川管理者

阪神南県民センター長 成 岡 英 彦

1 行うべき措置の内容

二級河川武庫川水系武庫川の河川区域内にある別表に掲げる工作物の除却

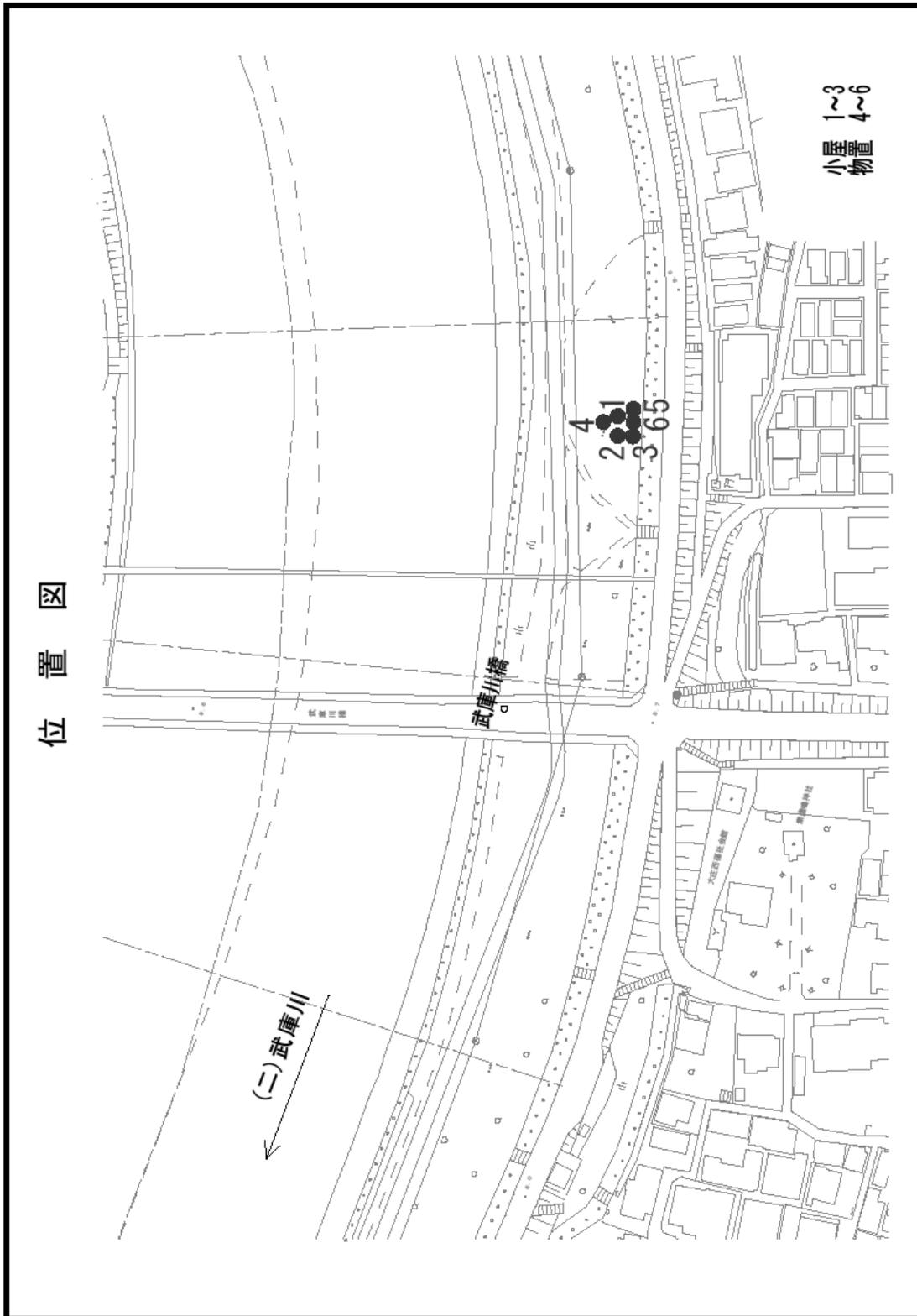
2 河川管理者の監督処分

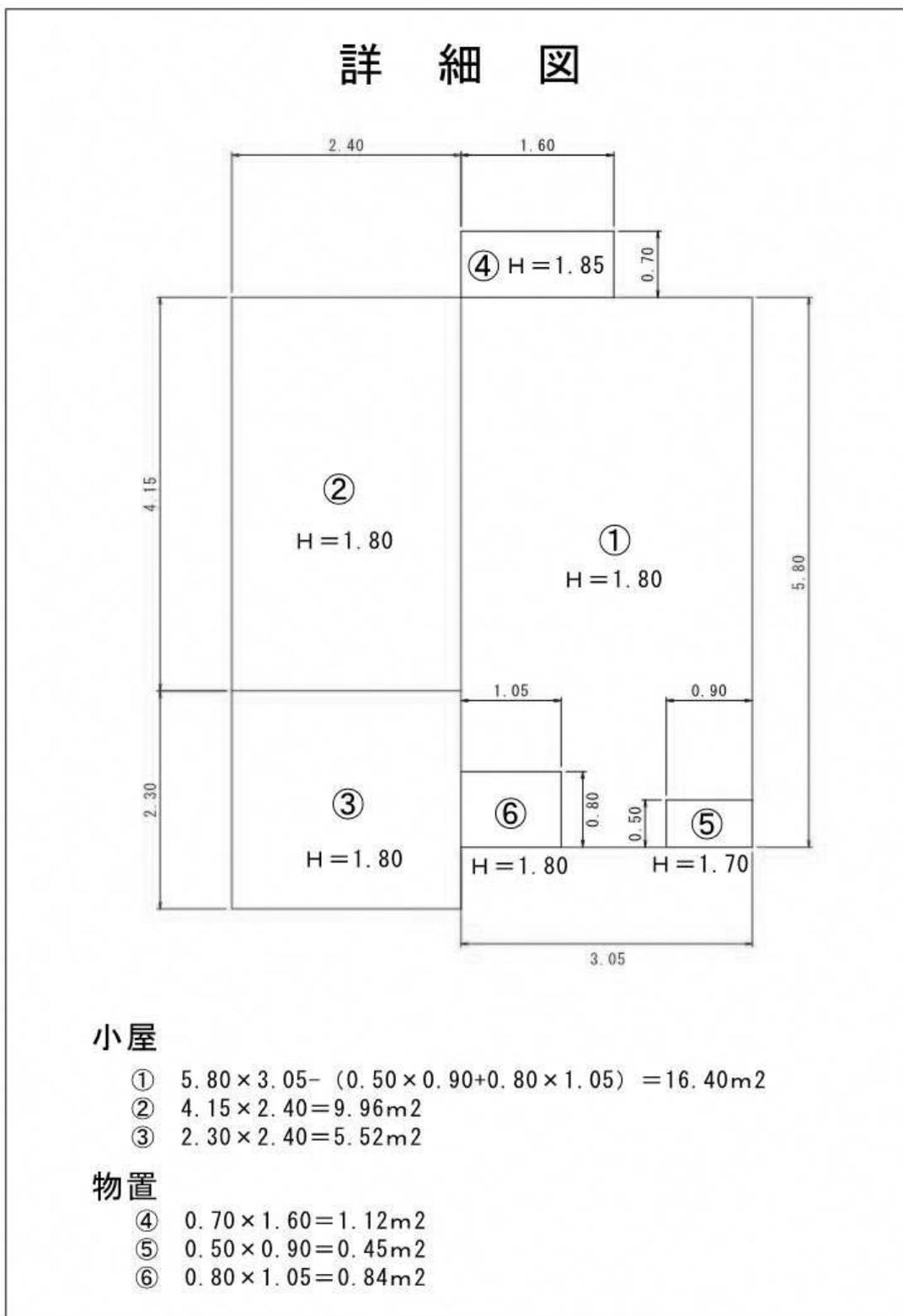
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成31年 3月20日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

整理番号	所在場所	工作物の名称（部材、寸法、外色）
1	尼崎市大庄西町2丁目246地先	小屋（木・ビニールシート、約16平方メートル、水色）一式
2	尼崎市大庄西町2丁目246地先	小屋（木・ビニールシート、約10平方メートル、水色）一式
3	尼崎市大庄西町2丁目246地先	小屋（木・ビニールシート、約5平方メートル、水色）一式
4	尼崎市大庄西町2丁目246地先	物置（スチール、約1.1平方メートル、白）一式
5	尼崎市大庄西町2丁目246地先	物置（スチール、約0.5平方メートル、白）一式
6	尼崎市大庄西町2丁目246地先	物置（スチール、約0.8平方メートル、白）一式

備考 工作物の詳細な所在場所は、別図のとおり
(別図)





公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
万善一本松 (130000230)	川辺郡猪名川町万善（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 2月27日（水）から同年 3月13日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成31年 3月13日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年 5月13日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

旭ヶ丘(2) I (130000012) の項中別図12、旭ヶ丘(3) I (130000014) の項中別図14、杉生西 II (130000031) の項中別図31、永正庵 II (130000042) の項中別図42、仁頂寺後谷(1) II (130000052) の項中別図52、清水前谷(1) II (130000054) の項中別図54、清水笹尾 II (130000058) の項中別図58、仁頂寺川 I (230000041) の項中別図128、前谷川支川 3 II (230000068) の項中別図155を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年 2月27日（水）から同年 3月13日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
- (3) 提出期限
平成31年3月13日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月13日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
杉生(1) I (130000001)	川辺郡猪名川町杉生(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
杉生靴掛 I (130000002)	川辺郡猪名川町杉生(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
杉生岩神 I (130000003)	川辺郡猪名川町杉生(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山ノ子 I (130000004)	川辺郡猪名川町西畑(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
前田奥山 I (130000005)	川辺郡猪名川町杉生(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鎌倉(1) I (130000006)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
島垣内 I (130000007)	川辺郡猪名川町島(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小平井 I (130000009)	川辺郡猪名川町清水(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
仁頂寺垣内 I (130000010)	川辺郡猪名川町仁頂寺(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

旭ヶ丘(1) I (130000011)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
旭ヶ丘(2) I (130000012)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
旭ヶ丘(5) I (130000013)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
旭ヶ丘(3) I (130000014)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
旭ヶ丘(4) I (130000015)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
清水東平田 I (130000016)	川辺郡猪名川町清水東 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
清水前谷 I (130000017)	川辺郡猪名川町清水 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
清水(2) I (130000018)	川辺郡猪名川町清水 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柏原宮ノ上 II (130000019)	川辺郡猪名川町柏原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
柏原小北 II (130000020)	川辺郡猪名川町柏原 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
柏原下西 II (130000021)	川辺郡猪名川町柏原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
柏原宮ノ脇 II (130000022)	川辺郡猪名川町柏原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
柏原中尾 II (130000023)	川辺郡猪名川町柏原 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
柏原中林 II (130000024)	川辺郡猪名川町柏原 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鍛冶屋 II (130000025)	川辺郡猪名川町柏原 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
木戸ノロ II (130000026)	川辺郡猪名川町柏原 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
柏原小谷 II (130000027)	川辺郡猪名川町柏原 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
柏原南 II (130000028)	川辺郡猪名川町柏原 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柏原鳥ヶ平 II (130000029)	川辺郡猪名川町柏原 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
杉生東(1) II (130000030)	川辺郡猪名川町杉生 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

杉生西Ⅱ (130000031)	川辺郡猪名川町杉生(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
新田平井Ⅱ (130000032)	川辺郡猪名川町杉生(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
杉生奥山Ⅱ (130000033)	川辺郡猪名川町杉生(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
杉生北谷(1)Ⅱ (130000034)	川辺郡猪名川町杉生(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
杉生北谷(2)Ⅱ (130000035)	川辺郡猪名川町杉生(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
杉生(2)Ⅱ (130000036)	川辺郡猪名川町杉生(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
杉生丸畑Ⅱ (130000037)	川辺郡猪名川町杉生(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
杉生岩神Ⅱ (130000038)	川辺郡猪名川町杉生(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
栖ノ子Ⅱ (130000039)	川辺郡猪名川町杉生(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
畑ヶ田Ⅱ (130000040)	川辺郡猪名川町西畑(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
島岩城Ⅱ (130000041)	川辺郡猪名川町島(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
永正庵Ⅱ (130000042)	川辺郡猪名川町杉生(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
長谷森Ⅱ (130000043)	川辺郡猪名川町杉生(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
鎌倉(2)Ⅱ (130000044)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
清水広瀬(1)Ⅱ (130000045)	川辺郡猪名川町島(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
島西山(1)Ⅱ (130000046)	川辺郡猪名川町島(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
島西山(2)Ⅱ (130000047)	川辺郡猪名川町島(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
島井上(2)Ⅱ (130000049)	川辺郡猪名川町島(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
仁頂寺後谷(1)Ⅱ (130000052)	川辺郡猪名川町仁頂寺(別図 48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
仁頂寺後谷(2)Ⅱ (130000053)	川辺郡猪名川町仁頂寺(別図 49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

清水前谷(1)Ⅱ (130000054)	川辺郡猪名川町清水(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
清水前谷(2)Ⅱ (130000055)	川辺郡猪名川町清水(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
清水前谷(3)Ⅱ (130000056)	川辺郡猪名川町清水(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
寺ノ前Ⅱ (130000057)	川辺郡猪名川町清水(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
清水笹尾Ⅱ (130000058)	川辺郡猪名川町清水(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
木戸ノロ(1)Ⅲ (130000059)	川辺郡猪名川町柏原(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
木戸ノロ(2)Ⅲ (130000060)	川辺郡猪名川町柏原(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
柏原栗林Ⅲ (130000061)	川辺郡猪名川町柏原(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
松ヶ本Ⅲ (130000062)	川辺郡猪名川町西畑(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
堀切Ⅲ (130000063)	川辺郡猪名川町西畑(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
杉生靴掛(1)Ⅲ (130000065)	川辺郡猪名川町杉生(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
杉生靴掛(2)Ⅲ (130000066)	川辺郡猪名川町杉生(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
杉生一ノ谷Ⅲ (130000068)	川辺郡猪名川町杉生(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
唾ヶ平井Ⅲ (130000070)	川辺郡猪名川町杉生(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山ノ子Ⅲ (130000071)	川辺郡猪名川町西畑(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
島岩城Ⅲ (130000072)	川辺郡猪名川町島(別図65の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
前田奥山Ⅲ (130000073)	川辺郡猪名川町杉生(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
鎌倉出口(1)Ⅲ (130000074)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
鎌倉深田Ⅲ (130000076)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
鎌倉向所(1)Ⅲ (130000077)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり

鎌倉向所(2)Ⅲ (130000078)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
島井上Ⅲ (130000079)	川辺郡猪名川町島(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
小平井Ⅲ (130000081)	川辺郡猪名川町清水(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
鎌倉森ノ本Ⅲ (130000082)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
東吉谷Ⅲ (130000083)	川辺郡猪名川町清水東(別図 74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
清水馬場Ⅲ (130000084)	川辺郡猪名川町清水(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
清水東畑(1)Ⅲ (130000085)	川辺郡猪名川町清水(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
清水東畑(2)Ⅲ (130000086)	川辺郡猪名川町清水(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
清水東畑(3)Ⅲ (130000087)	川辺郡猪名川町清水(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
万善一本松 (130000230)	川辺郡猪名川町万善(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
大谷川Ⅰ (230000001)	川辺郡猪名川町杉生(別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
杉生新田谷1Ⅰ (230000002)	川辺郡猪名川町杉生(別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
杉生新田谷2Ⅰ (230000003)	川辺郡猪名川町杉生(別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
大野谷川Ⅰ (230000007)	川辺郡猪名川町杉生(別図83 のとおり)	土石流	別図83のとおり
西軽井沢谷1Ⅰ (230000008)	川辺郡猪名川町杉生(別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
九重谷川Ⅰ (230000010)	川辺郡猪名川町杉生(別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
新八郎橋谷Ⅰ (230000015)	川辺郡猪名川町杉生(別図86 のとおり)	土石流	別図86のとおり
岩神谷西谷Ⅰ (230000017)	川辺郡猪名川町杉生(別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
南山谷2Ⅰ (230000019)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図88 のとおり)	土石流	別図88のとおり
変電所下谷Ⅰ (230000020)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり

柏原東谷Ⅰ (230000030)	川辺郡猪名川町柏原(別図90 のとおり)	土石流	別図90のとおり
西畑谷川Ⅰ (230000032)	川辺郡猪名川町西畑(別図91 のとおり)	土石流	別図91のとおり
長尾Ⅰ (230000033)	川辺郡猪名川町西畑(別図92 のとおり)	土石流	別図92のとおり
西畑西谷Ⅰ (230000034)	川辺郡猪名川町西畑(別図93 のとおり)	土石流	別図93のとおり
西畑東谷Ⅰ (230000035)	川辺郡猪名川町西畑(別図94 のとおり)	土石流	別図94のとおり
仁頂寺川Ⅰ (230000041)	川辺郡猪名川町仁頂寺(別図 95のとおり)	土石流	別図95のとおり
尾花谷Ⅰ (230000043)	川辺郡猪名川町清水(別図96 のとおり)	土石流	別図96のとおり
前谷川支川4Ⅰ (230000047)	川辺郡猪名川町清水(別図97 のとおり)	土石流	別図97のとおり
杉生新田谷5Ⅱ (230000048)	川辺郡猪名川町杉生(別図98 のとおり)	土石流	別図98のとおり
杉生谷3Ⅱ (230000052)	川辺郡猪名川町杉生(別図99 のとおり)	土石流	別図99のとおり
杉生新田北谷川Ⅱ (230000053)	川辺郡猪名川町杉生(別図 100のとおり)	土石流	別図100のとおり
西川Ⅱ (230000054)	川辺郡猪名川町杉生(別図 101のとおり)	土石流	別図101のとおり
西峠谷1Ⅱ (230000055)	川辺郡猪名川町杉生(別図 102のとおり)	土石流	別図102のとおり
杉生谷5Ⅱ (230000058)	川辺郡猪名川町杉生(別図 103のとおり)	土石流	別図103のとおり
杉生谷7Ⅱ (230000060)	川辺郡猪名川町杉生(別図 104のとおり)	土石流	別図104のとおり
栗園橋谷2Ⅱ (230000063)	川辺郡猪名川町杉生(別図 105のとおり)	土石流	別図105のとおり
栗園橋谷3Ⅱ (230000064)	川辺郡猪名川町杉生(別図 106のとおり)	土石流	別図106のとおり
鎌倉北谷Ⅱ (230000066)	川辺郡猪名川町杉生(別図 107のとおり)	土石流	別図107のとおり
鎌倉南谷Ⅱ (230000067)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図 108のとおり)	土石流	別図108のとおり
前谷川支川3Ⅱ (230000068)	川辺郡猪名川町清水(別図 109のとおり)	土石流	別図109のとおり

前谷川支川 5 II (230000069)	川辺郡猪名川町清水 (別図 110 のとおり)	土石流	別図110のとおり
清水谷 1 II (230000072)	川辺郡猪名川町清水 (別図 111 のとおり)	土石流	別図111のとおり

(別図 1 から別図111までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成31年2月27日(水)から同年3月13日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び猪名川町まちづくり部建設課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
平成31年3月13日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31(2019)年5月13日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山
所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社エーコーブ近畿
住所 大阪府高槻市番田一丁目51番1号
代表者の氏名 高崎 淳
名称 たじま農業協同組合
住所 豊岡市九日市上町550番地の1
代表者の氏名 尾崎 市朗
- 3 変更事項
大規模小売店舗の名称
 - (1) 変更前
エーコーブ和田山店
 - (2) 変更後
JAファーマーズ・たじまんま和田山
- 4 変更年月日

- 平成30年10月25日
- 5 届出年月日
平成31年 1月31日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間
平成31年2月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成31年6月19日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目	最低売却価格 (円)
2	加古川市平岡町高畑字西ケ原中ノ段369番7、369番9、西ケ原上ノ段425番2	3,754.76	宅 地	非公表

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

平成31年2月19日（火）から同年3月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県公社館大会議室（1階）

(2) 日時

物件2 平成31年3月15日（金）午前10時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産担当

電話（078）341-7711 内線4875



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市中町字後山400番1の一部、400番4、400番5、401番1、401番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市黒川町58番地の2

有限会社アーサー 取締役 鹿 嶋 貞 美

3 許可年月日及び許可番号

平成30年8月22日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12号（30小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖西町土師一丁目31番1、31番2、32番から38番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市淀川区西宮原二丁目6番64号

I D E C株式会社 代表取締役 船 木 俊 之

3 許可年月日及び許可番号

平成31年1月22日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2-2号（30たつの）